

ドクターグループ 生命共済制度の ご案内

団体定期保険

効力発生日 令和6年5月1日

公益社団法人鹿児島県医師会

毎月募集はこちらです！

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(*1)可能です。
- 追加募集時に加入(*1)される場合は、毎月1日までに当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>へ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社(*2)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
(*1)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
(*2)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

ドクターグループ 生命共済制度のメリット

- 1 団体保険としての割引が適用され、お手頃な掛金で万一の場合の保障を準備できます。
- 2 保険期間は1年で、毎年保障額の見直しができます。
ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 3 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお受取りになれます。
(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

<団体お問合せ先>

公益社団法人鹿児島県医師会

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町8-1

TEL: 099-254-8121 FAX: 099-254-8129

[事務取扱] 鹿児島県医師協同組合

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町8-1

TEL: 099-254-8126 FAX: 099-257-1816

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致している。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致している。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧ください。申し込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。



一般社団法人全国医師厚生会

主な保障内容

● 以下の場合に、保険金をお支払いします。

死亡保険金

保険期間中に、死亡された場合

高度障がい保険金

保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

◆保障額と掛金

対 象		本 人				配 偶 者		
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円	
保険年齢	性別							
15歳～35歳(*) S63.11.2 生～ H21.11.1 生	男性	5,280 円	4,400 円	3,520 円	2,640 円	1,760 円	880 円	
	女性	3,240 円	2,700 円	2,160 円	1,620 円	1,080 円	540 円	
36歳～40歳 S58.11.2 生～ S63.11.1 生	男性	6,840 円	5,700 円	4,560 円	3,420 円	2,280 円	1,140 円	
	女性	5,700 円	4,750 円	3,800 円	2,850 円	1,900 円	950 円	
41歳～45歳 S53.11.2 生～ S58.11.1 生	男性	9,420 円	7,850 円	6,280 円	4,710 円	3,140 円	1,570 円	
	女性	7,080 円	5,900 円	4,720 円	3,540 円	2,360 円	1,180 円	
46歳～50歳 S48.11.2 生～ S53.11.1 生	男性	13,680 円	11,400 円	9,120 円	6,840 円	4,560 円	2,280 円	
	女性	10,200 円	8,500 円	6,800 円	5,100 円	3,400 円	1,700 円	
51歳～55歳 S43.11.2 生～ S48.11.1 生	男性	20,100 円	16,750 円	13,400 円	10,050 円	6,700 円	3,350 円	
	女性	13,920 円	11,600 円	9,280 円	6,960 円	4,640 円	2,320 円	
56歳～60歳 S38.11.2 生～ S43.11.1 生	男性	29,220 円	24,350 円	19,480 円	14,610 円	9,740 円	4,870 円	
	女性	17,760 円	14,800 円	11,840 円	8,880 円	5,920 円	2,960 円	
61歳～65歳 S33.11.2 生～ S38.11.1 生	男性	44,940 円	37,450 円	29,960 円	22,470 円	14,980 円	7,490 円	
	女性	23,700 円	19,750 円	15,800 円	11,850 円	7,900 円	3,950 円	
66歳～70歳 S28.11.2 生～ S33.11.1 生	男性	66,840 円	55,700 円	44,560 円	33,420 円	22,280 円	11,140 円	
	女性	32,100 円	26,750 円	21,400 円	16,050 円	10,700 円	5,350 円	
71歳 S27.11.2 生～ S28.11.1 生	男性	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>〈制度のポイント〉</p> <p>● 本人は6,000万円、 配偶者は2,000万円まで お申込みが可能です。</p> <p>● 継続加入される場合で、以下の年齢に該当される方は、 保険金額がそれぞれ自動的に減額されます。 71歳以上の本人 : 3,000万円 76歳以上の本人・配偶者 : 1,000万円</p> </div>				43,800 円	29,200 円	14,600 円
	女性					21,360 円	14,240 円	7,120 円
72歳 S26.11.2 生～ S27.11.1 生	男性					48,480 円	32,320 円	16,160 円
	女性					23,820 円	15,880 円	7,940 円
73歳 S25.11.2 生～ S26.11.1 生	男性					53,910 円	35,940 円	17,970 円
	女性					26,700 円	17,800 円	8,900 円
74歳 S24.11.2 生～ S25.11.1 生	男性					60,210 円	40,140 円	20,070 円
	女性					29,880 円	19,920 円	9,960 円
75歳 S23.11.2 生～ S24.11.1 生	男性					67,650 円	45,100 円	22,550 円
	女性					33,330 円	22,220 円	11,110 円
76歳 S22.11.2 生～ S23.11.1 生	男性					25,470 円		
	女性					12,410 円		
77歳 S21.11.2 生～ S22.11.1 生	男性					28,920 円		
	女性					13,930 円		
78歳 S20.11.2 生～ S21.11.1 生	男性					32,990 円		
	女性					15,770 円		
79歳 S19.11.2 生～ S20.11.1 生	男性	37,690 円						
	女性	17,990 円						
80歳 S18.11.2 生～ S19.11.1 生	男性	43,000 円						
	女性	20,650 円						

(*) 配偶者の場合は18歳～35歳(S63.11.2生～H18.5.1生)です。

対 象	こども
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300 万円
保険年齢	
月払掛金(確定)	210 円
3歳～22歳 H13.11.2 生～ R3.11.1 生	

※年齢制限により本人の保険金額が自動的に減額された場合は、
配偶者も本人の保険金額以下に自動的に減額されます。

◇上記以外の掛金につきましては、当パンフレットに記載の＜団体お問合せ先＞へご照会ください。

- 左記の《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和6年5月1日)から適用します。追加募集の際に加入(*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は当パンフレットに記載の《団体お問合せ先》までご照会ください。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
- 左記の《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 左記の掛金は、確定掛金を含め、令和5年11月13日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 掛金は、各位の銀行口座から自動振替のうえ、厚生会口座に払込みます。振替日については当パンフレットに記載の《団体お問合せ先》にご確認ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
 - 《本人》 一般社団法人全国医師厚生会の会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
 - 《配偶者》 上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢18歳0カ月以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
 - 《子ども》 上記本人の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご加入および継続加入にあたっての注意>

- (1) 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり年齢80歳6カ月まで、同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。(子どもは年齢22歳6カ月まで)
すでに加入されている方は文書によるお申し出がなければ以後、原則自動的に更新継続されます。ただし、更新継続する場合は年齢80歳6カ月までとします。(子どもは年齢22歳6カ月まで)
年齢制限による保険金額の減額につきましては自動的に減額されるものとします。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3) 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4) 子どもの保障額は、一律300万円です。
- (5) 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (6) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (7) 本人が一般社団法人全国医師厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和7年4月30日までです。
以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。(減額・脱退につきましては、原則年1回(更新時)のみのお取扱いとなります。)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。
また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ② 加入資格を失われた日
 - ③ 更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月5日に脱退手続きされた場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

税務上のお取扱い

◎掛金

【掛金個人負担の場合】

- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当ドクターグループ生命共済制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ドクターグループ生命共済制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

【掛金法人負担の場合】

- 会員のために法人(当該医療法人)が負担した掛金は、原則として全額損金に算入でき、その掛金は会員の所得税の課税対象ではありません。
(ただし、役員その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該掛金の額は、当該役員または使用人に対する給与となります。)

◎保険金

●死亡保険金

<本人>

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者・子ども>

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。本人(主たる被保険者)以外が受取人の場合、死亡保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和5年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、指定いただいた方となります。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)および第43条(遺族補償の受給者および順位)に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了知が必要です。

保険金のお支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・ 保険契約者・被保険者の故意。
- ・ 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・ 戦争その他の変乱>(*2)

(*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合に限りです。

(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

●当制度は一般社団法人全国医師厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和5年9月4日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(40.0%) (事務幹事会社)

第一生命保険株式会社(16.5%)

SOMPOひまわり生命保険株式会社(12.5%)

住友生命保険相互会社(12.0%)

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(7.5%)

メットライフ生命保険株式会社(7.0%)

明治安田生命保険相互会社(2.5%)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(2.0%)

個人情報の取扱いに関する一般社団法人全国医師厚生会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般社団法人全国医師厚生会(以下、厚生会といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、厚生会は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、厚生会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。厚生会は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、厚生会および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き厚生会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されません。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

お申し込み方法

●お申し込み手続き

<専用webサイトでのお手続き対象の方>

- ・新規に加入される方は、専用webサイトでお手続きください。また、死亡保険金受取人欄に個人名を入力し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。(必要書類の詳細については、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>にご確認ください。)
- ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ・その他内容の変更がある方は、専用webサイトでお手続きください。脱退をご希望の方は、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>までご連絡ください。内容に変更のない方は従来の加入内容または年齢による保障額の上限で継続されますので、お手続きは不要です。

<「申込書兼告知書」でのお手続き対象の方>

- ・新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>へご提出ください。また、死亡保険金受取人欄に個人名を記載し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。(必要書類の詳細については、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>にご確認ください。)
- ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ・その他内容の変更がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。脱退をご希望の方は、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>までご連絡ください。内容に変更のない方は従来の加入内容または年齢による保障額の上限で継続されますので、提出いただく書類はありません。
- ・必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

【ご相談窓口等】

- ご照会につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL:0120-123-840 (通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(932-6508)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]



一般社団法人

全国医師厚生会

< 団体お問合せ先 >

東北・北海道地区		
北海道医師協同組合	ブロック窓口	東北北海道医師厚生会
	〒060-0042	札幌市中央区大通西8-2 住友商事・フカミヤ大通ビル8F TEL 011-222-0110
関東甲信越地区		
大森・田園調布・日本橋医師協同組合	ブロック窓口	全国医師協同組合連合会
	〒143-0024	東京都大田区中央4-31-14 TEL 03-3772-2156
西東京医師協同組合	〒190-0023	立川市柴崎町3丁目16番11号 TEL 042-524-6411
東京中央医師協同組合	〒104-0031	東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館4階 TEL 03-5524-8701
中部地区		
富山県医師協同組合	ブロック窓口	中部医療協同組合連合会
	〒939-8214	富山市黒崎33番地 富山県医師会館2階 TEL 076-429-7185
石川県医師協同組合	〒920-8201	金沢市鞍月東2丁目48番地 TEL 076-239-4144
福井県医師協同組合	〒910-0001	福井市大願寺3丁目4番10号 TEL 0776-24-0367
静岡県医師協同組合	〒420-0839	静岡市葵区鷹匠3丁目6番3号 静岡県医師会館1階 TEL 054-246-0001
名古屋市医師会協同組合	〒461-0004	名古屋市東区葵一丁目18番14号 TEL 052-937-7832
西三河医師会協同組合	〒444-0875	岡崎市竜美西1丁目9番地1 岡崎市医師会公衆衛生センター内 TEL 0564-54-0020
豊橋市医師会協同組合	〒441-8149	豊橋市中野町字中原100番地3 TEL 0532-47-1028
近畿・中四国地区		
滋賀県医師協同組合	ブロック窓口	近畿医療協同組合連合会
	〒520-3031	栗東市糺1丁目10-7 TEL 077-516-8660
京都府保健事業協同組合	〒604-0826	京都市中京区高倉通御池上ル柵町583-2 TEL 075-223-1493
大阪府医師協同組合	〒542-8580	大阪市中央区上本町西3-1-5 TEL 06-6768-2075
神戸医師協同組合	〒651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル12階 TEL 078-241-8992
奈良県医師協同組合	〒630-8013	奈良市三条大路一丁目1-87 奈良市役所前三和ビル2階 TEL 0742-34-7991
和歌山県医師協同組合	〒640-8137	和歌山市吹上1-2-4 TEL 073-422-2678
広島県医師協同組合	〒732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL 082-568-4511
九州地区		
福岡医師協同組合	ブロック窓口	九州医師協同組合連合会
	〒814-8515	福岡市早良区百道浜1丁目6番9号 福岡市医師会館2階 TEL 092-852-1540
北九州医師事業協同組合	〒802-0082	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館7階 TEL 093-512-1723
大分市医師事業協同組合	〒870-0841	大分市六坊北町6番15号 TEL 097-514-0039
鹿児島県医師協同組合	〒890-0053	鹿児島市中央町8-1 TEL 099-254-8126
沖縄県医師協同組合	〒901-1105	沖縄県島尻郡南風原町新川218-9 TEL 098-889-0081